

# 福島県内の埋蔵文化財発掘調査における民間調査組織一括導入に関する指針

令和5年10月23日  
福島県教育委員会教育長

## 1 趣旨

この指針は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下、「法」という。）に基づき、福島県内で行われる土木工事等に伴う記録作成を目的とする発掘調査において、民間調査組織が法第92条第1項の届出者となる場合の取扱いに関する必要事項を定めるものとする。

## 2 用語の定義

(1) 本指針における「発掘調査」とは、法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定により勧告を受けた発掘調査のことを指し、現場における発掘作業、出土品等の整理等作業及び報告書作成までのすべての工程のことをいう。

(2) 「一括導入」とは、発掘調査の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断を民間調査組織の責任の下に行う形態によるものを指す。

なお、民間調査組織を地方公共団体の発掘調査体制に組み込む形態で利用する「支援導入」は、次の各号をすべて満たす場合を指す。

ア 地方公共団体の埋蔵文化財専門職員が発掘担当者として発掘調査の指揮を行う。

イ 地方公共団体の埋蔵文化財専門職員が発掘調査の全工程における進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等を直接行う。

ウ 当該発掘調査の報告書作成を地方公共団体が行う。

(3) 本指針における「民間調査組織」は、大学等の学術研究機関並びに県及び市町村が設立した公益財団法人等の組織（以下「公益法人等調査組織」という。）を除く。

## 3 基本的な考え方

県及び市町村は、埋蔵文化財の保護を図るため、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成10年9月29日付け庁保記第75号 文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて）（以下「平成10年通知」という。）にのっとり、次の行政を実施することが基本である。①史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、②埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、③開発事業との調整及び

発掘調査の実施、④発掘調査成果の公開等の広報活動等。これら多岐にわたる行政を適切に実施するためには、以下のことに努めなければならない。

- (1) 適切な対応能力を備えた十分な数の埋蔵文化財に関する専門的な知識と発掘調査技術を有する職員（以下「埋蔵文化財専門職員」という。）を確保し、各担当部署へ適切に配置すること。
- (2) 県、市町村及び市町村間において業務連携システムの構築や広域連携推進等、地域全体で埋蔵文化財保護行政体制を持続、進化させる枠組みの検討を行うこと。
- (3) 埋蔵文化財専門職員の資質、知識・技能の向上のため、研修等を実施すること。
- (4) 発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実を図ること。

#### 4 一括導入の要件

地方公共団体は一括導入を行う場合であっても、平成10年通知のとおり埋蔵文化財保護の趣旨にのっとり、設計段階から契約、調査、活用に至るまで常時適切な関与、監理を行う必要がある。また当該発掘調査の原因となる工事主体者（以下「開発事業者」という。）に対しては、その趣旨と地方公共団体の関与の必要性を説明し、理解と協力を求めることとする。

一括導入は、以下の要件を全て満たす場合に限ることとする。なお、一括導入を行う場合には、事前に県教育委員会と協議されたい。

##### (1) 対象となる発掘調査

ア 法第93条第2項の規定による指示又は法第94条第4項の規定により勧告を受けた、記録保存を目的とする発掘調査。

イ 県、市町村及び公益法人等調査組織の既存体制では発掘調査に著しい遅延等が生じると予想される場合又は短期的に事業が急増している場合。

ウ 県及び市町村による試掘・確認調査実施結果等から、発掘調査の設計を行うに足る事前情報が得られている場合。

エ 史跡指定地周辺の遺跡、地域にとって重要な遺跡に該当しない場合。

##### (2) 導入する市町村の体制に関する要件

地域の埋蔵文化財を熟知し、かつ高度な専門知識・技術と十分な行政経験をもつ埋蔵文化財専門職員（「埋蔵文化財専門職員の育成について」（報告）（文化庁・令和2年3月31日）における埋蔵文化財専門職員Ⅱ種に相当）を監理に配置することができる市町村とする。

ただし、上記の要件を満たさない場合であっても、専門職員の配置が困難

な場合及び発掘調査の緊急性が高い場合等、特段の事情がある場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第48条第4項の規定による市町村長又は市町村委員会からの依頼により、県教育委員会による指導、助言の下、その支援を受けて導入することができるものとする。

(3) 導入する民間調査組織に関する要件

一括導入を行う場合の民間調査組織及び調査担当者の適否判断については別紙1を基準とする。

5 発掘調査の準備

(1) 地方公共団体が行う事務

一括導入を行おうとする地方公共団体は、以下の事務を行うものとする。

ア 共通仕様書の作成

一括導入に先立ち、これまでに管内で実施された発掘調査方法に基づき、発掘調査に共通する技術上の指示事項等を共通仕様として定める（別紙2参照）。

イ 特記仕様書の作成

対象とする発掘調査の具体的な範囲と調査方法・内容等に関する特記仕様書を作成する（別紙3参照）。

ウ 積算の作成

事前の確認調査等の結果に基づいて発掘調査費用の積算を行う。

なお、上記の作成にあたっては以下を参照する。

- i 福島県埋蔵文化財本発掘調査に関する積算基準（令和4年3月29日）
- ii 発掘調査安全衛生管理マニュアル（令和2年7月7日）
- iii 出土品の取扱い基準（平成28年4月）
- iv 文化庁刊行、報告  
「発掘調査のてびき」（平成22年3月30日）

「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）平成16年10月29日」

「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について（報告）平成12年9月28日」

(2) 事業実施計画の作成

市町村は5（1）で作成した仕様書等を民間調査組織及び開発事業者に提示した上、発掘調査方法等について十分な協議を行う。民間調査組織は、その結果を踏まえ、発掘調査実施計画書（第1号様式）を作成し、法第92条第1項に基づく届出に添付する。

県教育委員会は、前項の届出を収受した際には各要件の内容を十分検討し、市町村と意見調整を行った上、法第92条第2項の規定に基づき、発掘調査実施計画の是正を含む必要な指示を行う。

### (3) 協定書の作成・締結

開発事業者、民間調査組織、地方公共団体による協定書を締結することが望ましい。協定書には、以下の点に遺漏がないよう留意する。

- ア 重要遺構・遺跡が確認された場合の再調整協議。
- イ 発掘調査の記録類・成果品の著作権及び出土品の取扱い。
- ウ 監理、検査等、地方公共団体の役割、関与。
- エ 発掘調査内容、成果等の公表や公開等の利活用方法。

## 6 発掘調査の監理

### (1) 監理の方法

地方公共団体は、当該発掘調査の適切な実施に必要な指導・助言等を行う監理のために埋蔵文化財専門職員を配置する。監理の具体的な内容は、以下のとおりとする。

- ア 当該発掘調査が仕様書等に基づき的確に実施されているか、必要な記録が必要な精度により作成しているか等の確認及び技術的な指導・助言。
- イ 仕様書等の内容を満たさない水準の発掘調査等、精度・内容に問題等があると認められた場合の是正指導等。
- ウ 当初仕様書等と異なる遺跡の状況や調査に要する期間、経費の変更、重要な遺構の発見等が生じた場合における開発事業者及び民間調査組織との協議。

### (2) 監理の時期

監理の時期、頻度は以下のとおりとする。

- ア 発掘作業においては監理を担当する地方公共団体等職員の常駐が望ましいが、原則として1日あたり1回は調査状況の確認を行う。また、開始時、終了時、遺構検出時、重要遺構・遺物調査時には確実に実施する。
- イ 整理等作業の場合は、原則として1週間に1回は状況確認を行う。開始時、終了時、報告書掲載対象の遺物選定、遺構図面の作成時には確実に実施する。
- ウ 発掘調査報告書の内容は、印刷入稿前に全ての原稿確認を行う。

## 7 完了検査

作業の完了は、一括導入を行った地方公共団体及び民間調査組織、開発事業者

三者で現地確認を行う。

## 8 その他

本指針に定めのない事項については、市町村等と協議の上、県教育委員会がこれを定める。

## 附則

この指針は、令和5年11月1日から適用する。

## 民間調査組織一括導入における調査主体者及び調査担当者の 適否判断について

民間調査組織一括導入における調査主体者及び調査担当者の適否判断については下記の項目を基準とする。

### 記

#### 1 民間調査組織の要件

一括導入を利用する場合の民間調査組織は次の各号の要件を踏まえて適否を判断する。

- (1) 次項 2 に規定する発掘調査担当者、発掘調査員を当該発掘調査に必要な期間、過不足なく担当させることができる。
- (2) 当該発掘調査を遂行するための事務体制、財政的基盤、施設及び調査機材の保有等の条件を満たしている。
- (3) 発掘調査対象となる遺跡と同種別、同時代、同規模の調査経歴又は当該地域における業務履歴等から、組織として適切な調査遂行が可能であることが客観的に判断できる。

#### 2 発掘調査担当者等の要件

発掘調査担当者等は次の各号の要件を備えているものとする。

##### (1) 発掘調査担当者

考古学・歴史学の専門的知識及び調査技術において、調査の対象となる遺跡について発掘調査の遂行に十分な能力と経験を有している。また全体の作業を掌握して全工程を適切に進行させることができるとともに、県教育委員会発行の発掘調査報告書と同程度の報告書を作成できる者とする。原則として、次のいずれかに該当する者であること。

ア 過去に対象遺跡と同じ種別の遺跡について発掘調査担当者として法第92条第1項又は法99条第1項に基づく届出が受理され、当該発掘調査を適切に完了している者。

イ ア以外の者

(ア) 大学(4年制)又は大学院等で考古学を専攻した者で、卒業(修了)後、発掘調査担当者又は発掘調査員として実質2年以上の発掘調査経験を有し、2冊以上の報告書主要項目(遺構、遺物、総括等とし、調査経緯、調査経過、遺跡の立地等は含まない。以下同じ。)の執筆歴がある者。

(イ) (ア)以外の者で、発掘調査担当者又は発掘調査員として実質5年以上調査経験と、5冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

## (2) 発掘調査員

考古学・歴史学の専門的知識及び調査技術において、調査対象遺跡について発掘調査を実施する能力と経験を有し、発掘調査担当者の指示に基づき、発掘調査現場の作業を掌握して発掘調査を適切に進行させることができる。また、県教育委員会発行の発掘調査報告書と同程度の作業を適切に遂行できる者とする。原則として、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア 大学（４年制）又は大学院で考古学を専攻した者で、実質１年以上の発掘調査経験があり、報告書主要項目の執筆歴がある者。

イ ア以外の者で、実質３年以上の発掘調査経験があり、２冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

## 別紙 2

### 発掘調査において事前に定めるべき共通仕様について

発掘調査に共通する技術上の指示事項等について地方公共団体が事前に定めるべき共通仕様は下記の項目を踏まえることが望ましい。

#### 記

#### 1 発掘調査全般・法令・諸条件に関わる事項

- (1) 業務の着手時期、事前準備事項、協議の頻度・確認方法、成果物の提出、検査時期・内容・方法、修補、条件変更、変更契約、一時中止、臨機の措置等、業務全般に関わる内容。
- (2) 発掘調査担当者、発掘調査員等の担当業務内容。
- (3) 設計図書の支給、資料の貸与等地方公共団体との資料共有に関わる内容。
- (4) 提出書類の指定（業務着手時の関係書類、発掘調査担当者届出書、履行状況報告、変更時の関係書類、業務終了時の関係書類等）。
- (5) 関係法令及び条例の遵守、関係官公庁の手続き等。
- (6) 禁止事項（再委託、守秘義務、成果物の使用等）。
- (7) 発掘調査の条件整備等（作業用地、関係者との交渉、土地への立ち入り、安全等の確保）。

#### 2 発掘作業に関わる事項

「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）」（平成16年10月29日付け埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）参照。

- (1) 作業工程、留意点、遺跡・遺構の略称、番号付け方法等の調査共通事項。
- (2) 各調査段階における作業方針、留意点。
- (3) 各調査段階で必要となる成果品。
- (4) 各工程で必要な記録類とその作成方法（実測基準点の設置、グリッドの設定方法、測量方法、写真撮影の使用機材、撮影時期、撮影対象（平面・断面の角度・全景等）、台帳等の作成）。
- (5) 自然科学分析及び保存処理の留意点。
- (6) 重要な遺跡、遺構・遺物の取扱い等。

#### 3 出土品等整理作業

- (1) 出土品等整理作業の対象、作業場所、工程、留意点。
- (2) 記録図面・写真の仕様、取扱い、保存データのフォーマット、提出方法。
- (3) 出土品の整理方法（洗浄、注記、接合、実測、写真撮影、観察事項）。
- (4) 台帳等の作成方法（図面一覧、遺構、出土品、写真等）。

(5) 自然科学分析及び保存処理の留意点。

(6) 出土品の収納、提出方法。

#### 4 報告書作成作業

(1) 報告書のレイアウト、印刷仕様。

(2) 成果品の納入方法。

### 発掘調査における特記仕様書の標準について

「福島県内の埋蔵文化財発掘調査における民間調査組織一括導入に関する指針」 5  
(1) イにおける特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は下記の項目を標準とする。

#### 記

特記仕様書には、次の各号の内容を踏まえ、実施する発掘調査の条件、埋蔵文化財の内容等に応じて適宜作成する。

- 1 埋蔵文化財の対象【場所、遺跡名称、遺跡種類等の遺跡情報、現状、調査範囲、面積】
- 2 確認調査で得られた内容、作業量【想定時代、遺構面数、掘削深度、予想される遺構や遺物の内容、量等】
- 3 発掘調査体制、調査期間【調査組織体制、発掘調査担当者、発掘調査員、作業員の配置（常駐、専任）と必要人数・要件、予定期間、業務内容】
- 4 発掘調査発生土の処理と埋め戻し方法
- 5 成果品（記録類）の仕様等【作成図面、計測方法、納品方法、写真撮影方法等】
- 6 安全対策、付帯業務（樹木伐採等）、調査事務所の設置等
- 7 発掘調査成果の公開【現地説明会の実施、見学者の立入り等】
- 8 整理等作業の場所（監理しやすい場所）、業務内容、保存処理、自然科学分析等
- 9 地方公共団体による監理の内容と方法
- 10 報告書の構成、刊行部数、配布先等
- 11 記録類の著作権、所有権に関する取り決め
- 12 成果品等

## 参考 1

### 民間調査組織一括導入発掘調査における協定書例

発掘調査を民間調査組織の一括導入が行われる際の、開発事業者、民間調査組織、地方自治体の三者間における協定書について、下記に例示する。

#### 記

#### 〇〇〇〇事業における◆◆◆遺跡発掘調査実施に関する協定書

(事業者名)を甲とし、(民間調査組織名)を乙とし、(地方公共団体名)を丙として、〇〇〇〇事業における◆◆◆遺跡発掘調査の実施に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲が施工する事業地区内において行う発掘調査の実施方法等について定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 本協定が適用される発掘調査範囲は、別添図1(事業範囲全体図の中に発掘調査範囲を明示する)のとおりとし、また現地での発掘作業、出土品整理作業及び報告書作成までのすべての作業を対象とする。

#### (発掘調査の実施場所、対象面積及び発掘調査期間)

第3条 発掘調査の実施場所、対象面積及び発掘調査期間は次のとおりとする。

発掘調査の実施場所：〇〇市〇〇町〇〇番地(〇〇遺跡)

発掘調査の対象面積：〇〇〇〇㎡

#### 発掘調査期間

発掘作業の実施期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

整理作業の実施期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

報告書の刊行時期 令和〇年〇月〇日

#### (発掘調査の体制)

第4条 発掘調査は、甲と乙が委託契約締結の上で実施するものとする。ただし、丙はこの委託契約に関して一切の責務を負わないものとする。

2 乙は、発掘調査を実施する組織を速やかに編成し、発掘調査実施計画書(以下「計画書」という。)を作成するものとする。計画書を甲丙に提出し、計画が承認されたのちに、発掘調査を実施するものとする。

#### (発掘調査の実施)

第5条 発掘調査は原則として、丙が作成した共通仕様書、特記仕様書及び計画書に基づき実施する。

2 丙は発掘調査が適切及び円滑に実施されるよう監理を実施し、指導、助言するものとする。また、丙は記録保存目的調査の観点から必要があると認めるときは、乙に発掘調査について報告を求めるものとする。

3 発掘作業が終了時は、乙は甲丙による立会の下に発掘調査終了の確認を受け、丙に発掘調査終了の届出を提出するものとする。丙は適切な発掘調査が実施されているか検査し、甲に発掘調査終了の確認を通知するものとする。

4 甲は前項における発掘調査終了の確認後に事業に着手するものとする。

(調査計画の変更)

第6条 本協定の締結後、特記仕様書と異なる遺跡の状況等により調査期間、経費の変更を要する事由が生じた場合には、甲乙丙により協議を行い、調査計画を変更するものとする。

第7条 発掘調査の結果、重要な遺構等が発見されたときは、その取扱いについて乙の調査所見を参考として、甲乙丙により協議するものとする。

(整理作業及び報告書作成の実施)

第8条 発掘調査によって得られた出土品及び記録図面・写真等の整理作業から報告書の作成は、乙の責任において行い、丙は実施状況を監理し乙を指導、助言するものとする。

(埋蔵文化財の公表)

第9条 発掘調査対象となった埋蔵文化財について、対外的に公表する必要がある場合には、甲乙丙協議の上公表を行うものとする。

(出土品等の取扱い)

第10条 甲は、出土品についての権利を放棄するものとする。また、その旨を記載した承諾書について乙を通じて丙に提出するものとする。

2 発掘調査によって得られた出土品及び記録図面・写真等の全記録類は、乙の責任において一時保管し、報告書作成までの全ての工程が終了した後に丙に提出するものとする。乙は著作権等の法的権利を放棄するものとする。

3 前項において提出された出土品及び全記録類については丙が保管、管理し、甲乙の承諾なく公開、活用できるものとする。

(協定の変更)

第11条 本協定を変更する必要があるときは、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲・乙・丙が協議の上、処理するものとする。

本協定の証として、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲（事業者）	住 所 代表者氏名	印
--------	--------------	---

乙（民間調査組織）	住 所 代表者氏名	印
-----------	--------------	---

丙（地方公共団体）	住 所 地方公共団体の長	印
-----------	-----------------	---

## 民間調査組織一括導入発掘調査における監理事項例

民間調査組織一括導入する場合の発掘調査監理における事項について、下記に例示する。調査の各段階において地方自治体作成の共通仕様書、特記仕様書、民間調査組織作成の発掘調査実施計画書に基づき、適切に行われているか確認を行う。改善が必要な場合には、指導、助言を行う。

### 記

#### 1 発掘作業

- (1) 測量基準点及び発掘区、グリッドが正しく設置され、遺構・遺物の位置を正確に表示できる。
- (2) 基本層序の記録、包含層掘削、遺構検出、複数の遺構面や重複する遺構について、把握、掘削が適切な判断、方法で行われている。
- (3) 遺構の掘り下げ方法が適切で、埋土、遺物の取上げについて、正確に記録されている。
- (4) 遺構・遺物の時代・時期・内容・性格を適切に捉え、特徴に応じた調査方法を選択している。
- (5) 写真・図面の記録類等について、必要な段階、仕様で撮影・作成され、所管の地方公共団体がのちに利用可能な内容で作成されている。
- (6) 脆弱遺物等、遺物の性質に応じた保管、応急保存処理がされている。
- (7) 各工程で遺跡の性格が適切に捉え、評価している。
- (8) 各工程の時間配分と調査経費の執行が全体工程に比して適切である。
- (9) 現場運営、排出土や排水の処理、安全管理が適切に行われている。

#### 2 整理等作業

- (1) 遺構・遺物名や作成図面等が所管の地方公共団体の既発掘調査と同じ仕様となっている。
- (2) 出土品の洗浄、選別、注記、登録、接合・復元がそれぞれの特徴に応じて行われている。
- (3) 出土品の特徴を踏まえた観察の上で実測がされ、所管地方自治体の既発掘調査報告書と同じ仕様で製図、撮影写真がされている。
- (4) 遺構について発掘作業の情報や成果を反映した検討が加えられている。
- (5) 適切な自然科学分析、保存処理を行っている。
- (6) 委託した地方公共団体が対応可能なフォーマットでデータ管理されている。

#### 3 報告書作成

- (1) 遺構・遺物について、記録保存として必要な事実記載がされている。

- (2) 各遺構、遺物について十分な検討がなされた上、地方公共団体等の意見を踏まえ、地域の特徴を踏まえた総合的な検討を行っている。
- (3) 必要な遺構、遺物のデータについて集計し、表として提示している。
- (4) 所管地方公共団体の既刊報告書に準じた報告書章立て、構成、レイアウトとなっている。
- (5) 報告書の記載事項に過不足がない。
- (6) 出土品、記録類の保管、台帳整理が適切であり、将来的に活用できる。

	調査主体者 (記載者)	組織名		代表者名			
	対象発掘調査	遺跡名					
		県教育委員会93・94条の勧告／指示文書日付	令和〇年〇月〇日	文書番号	〇教文第〇●〇号		
発掘調査体制	発掘主体 組織概要	所在地					
		担当者		連絡先	電話番号		
		整理作業予定場所					
		発掘作業の可否	全て直営実施・一部外部発注予定 ( )				
		整理作業の可否	全て直営実施・一部外部発注予定 ( )				
		1 類似遺跡・規模の調査履歴	遺跡名・所在市町村・遺跡面積・遺跡種別／時代・委託者・調査期間				
		2 類似遺跡・規模の報告書刊行履歴	遺跡名・所在地・遺跡面積・遺跡種別／時代・委託者・報告書刊行名・月日				
		対象周辺地域における業務履歴	遺跡名・所在地・遺跡面積・遺跡時代種別／時代・委託者・調査期間				
		発掘調査 担当者	氏名		雇用形態	正規・契約 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )	
			調査歴	年 月	考古学専攻		専攻の場合は○
資格							
発掘調査員	氏名		雇用形態	正規・契約 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )			
	調査歴	年 月	考古学専攻		専攻の場合は○		
	資格						
発掘調査内容	現場発掘作業期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日					
	整理作業実施期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日					
	発掘調査報告書刊行予定	令和〇年〇月〇日	※報告書刊行に発掘調査終了時から1年以上要する場合、終了報告に調査概要報告を添付する。				
	現地説明会開催の予定	有 ・ 成果に応じて ・ 無					
	調査着手前の 想定	時代／種別		面積			
		遺構		困難性			
		遺物		困難性			
調査面数							
	遺物量						

方法・留意点	発掘作業	排土の処理		想定土量	m <sup>3</sup>
		表土等掘削			
		遺構検出			
		遺構掘削			
		測量・記録			
	整理等作業	出土品整理			
		遺構図面整理			
		写真類整理			
		出土品・図面等の収納方法			
	安全管理	発掘調査作業員の安全管理			
		発掘調査現場の安全管理			
		整理作業等における安全管理			
	備考				

添付資料 発掘調査地点、発掘調査範囲等がわかる図面  
発掘調査工程表  
その他